

NGN県間設備について

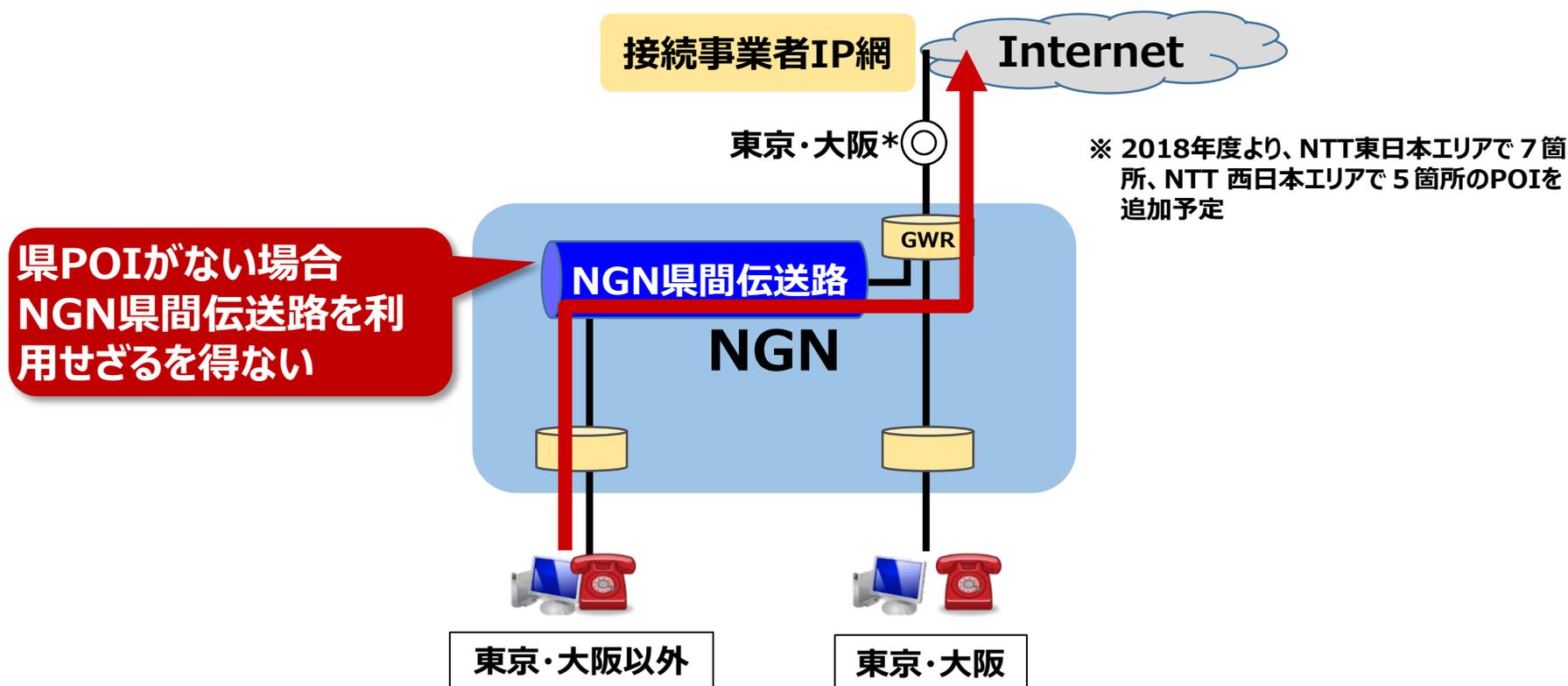
2018年4月24日
ソフトバンク株式会社

NGN県間設備においては、以下の点を踏まえ円滑な接続促進に向けた改善を検討すべき

- ① ボトルネック性考慮（NGN接続において代替性なし）**
- ② 協議長期化の回避**
- ③ 県間接続料へのコスト・需要変動の反映**

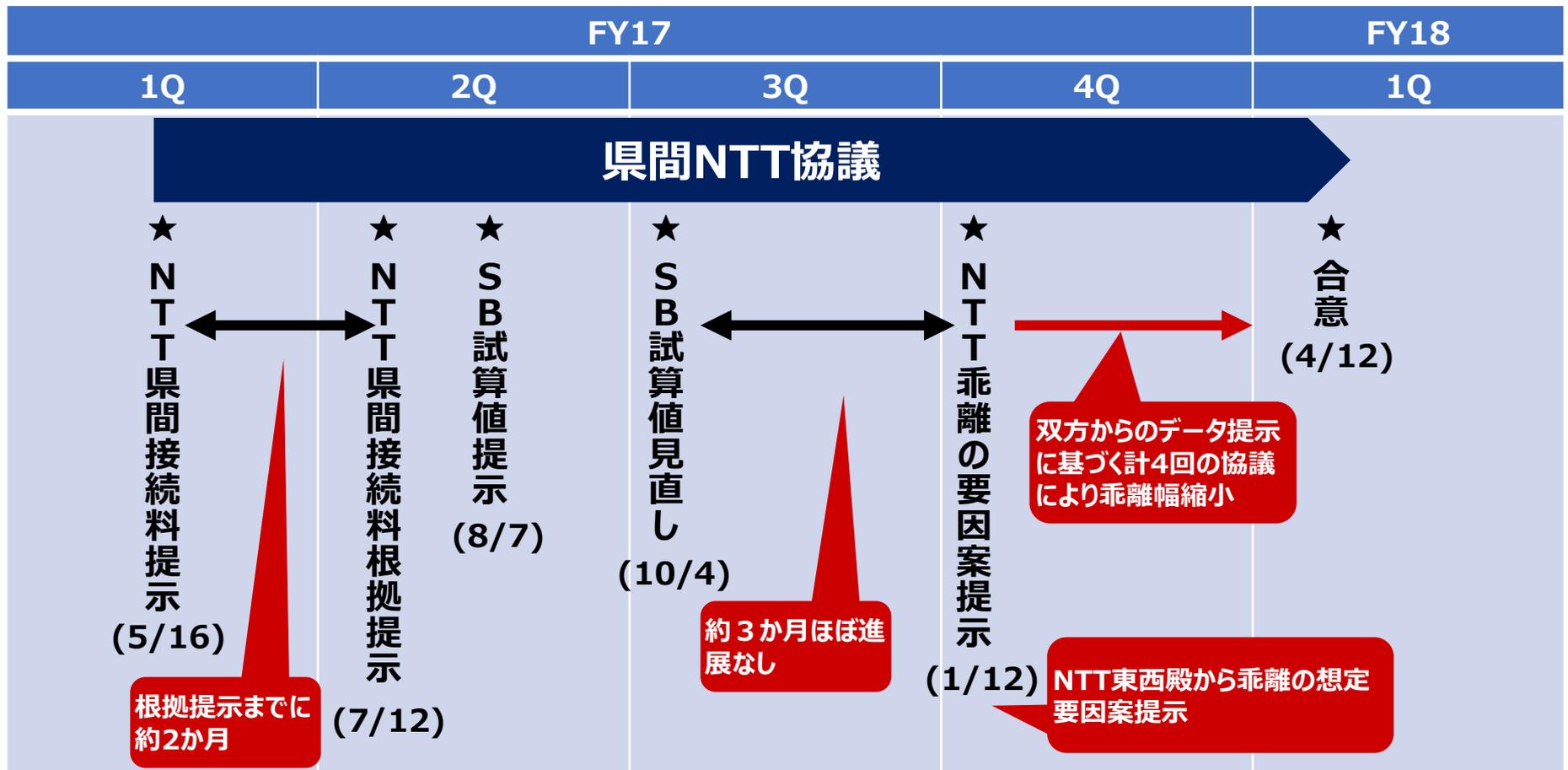
① 県間設備は不可欠設備

- IPoE接続、QoS電話サービス提供及びマイグレ後の電話接続において**NGN県間伝送路利用は不可欠**
- **NGN県間伝送路は接続に不可欠なボトルネック設備であり、今後は更にその重要性が増す**



② NTT東西殿との協議の長期化

- 当社とNTT東西殿との県間協議は**合意までに1年弱**
- 事業者によっては検討リソースに大きな差があり**満足な交渉が進められないリスク**



③ 県間接続料へのコスト・需要変動の反映

※ は構成員限り

● 算定方式は年々低廉化するコスト及び需要増をより早く反映できる**将来原価が適切**

ルータ・伝送装置等の単価推移
(5年償却の機器イメージ)

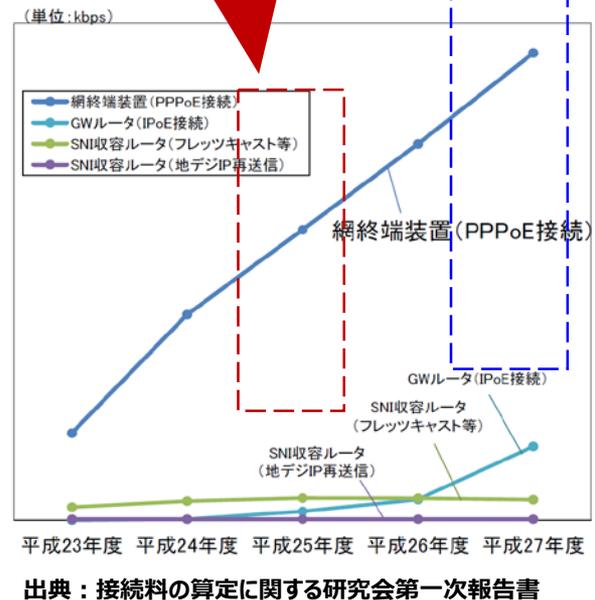
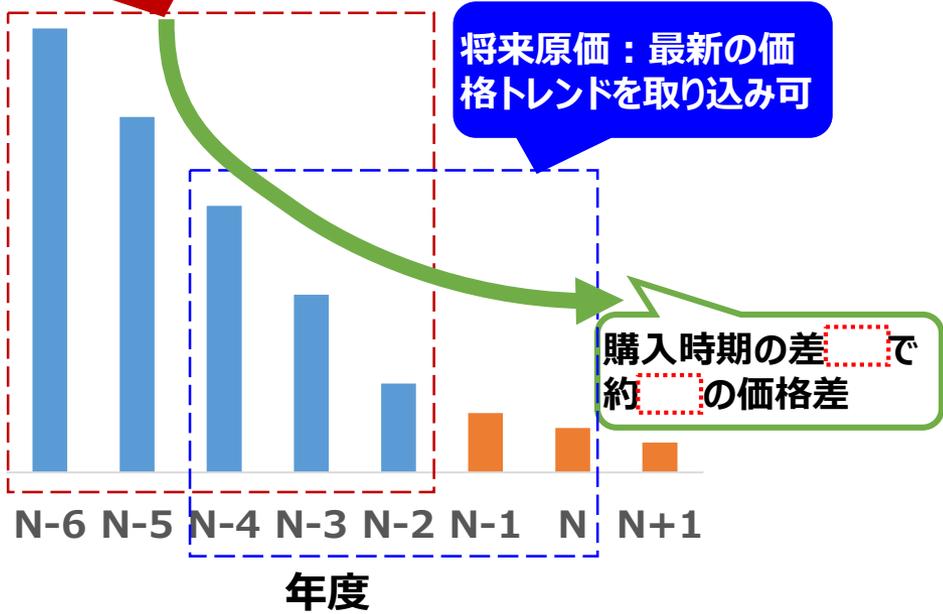
NGN実績トラヒック
(NTT東日本殿)

実績原価：算定の2年前の会計実績に基づくため直近の単価低廉反映できず

実績原価：直近の需要増が反映されず

将来原価：直近の需要をタイムリーに反映

機器価格



出典：接続料の算定に関する研究会第一次報告書

今後さらにその不可欠性が増すNGN県間設備は、料金の**適正性・透明性・公平性**を確保するための仕組み※が必要であることから下記を要望

- ① 県内伝送路設備と合わせ、**将来原価方式で毎年接続料の算定を行う**
- ② **総務省殿において①の料金の検証を行う**
- ③ **NTT東西殿は、接続事業者からの要望があれば、料金の検証に必要な情報を提示**

※ 非指定設備で適正性・透明性・公平性を確保するための仕組みとして、例えば、コロケーション料金、電柱等については、非指定であるが、「**第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの**」として、接続事業者の負担すべき金額が**接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて算定される**

(参考)コロケーション料金・電柱等に係る規定

＜電気通信事業法＞

4 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ホ イからロまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

＜電気通信事業法施行規則＞

第二十三条の四

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額